



流行情個審答申第13号  
平成28年11月30日

流山市教育委員会 様

流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会  
会長 小林 博



異議申立てに係る答申について  
流山市情報公開条例第20条第1項の規定により平成28年4月28日付け流教総第24号で諮問のありました異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

実施機関である流山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった流山市立南流山小学校校舎増築設計業務委託簡易公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）に係る次の各号に掲げる不開示とした公文書のうち、当該各号に定める部分を開示すべきである。

#### (1) 選定者及び次点者の提案書について

法人印の印影並びに作成者の氏名及び E-mail アドレスを除く  
参加表明書の部分

#### (2) 評価表について

##### ア 採点総括表について

次に掲げる部分以外の部分

(ア) 審査委員の職氏名

(イ) 各審査委員が採点した各民間事業者の書類による審査の点数  
及びプレゼンテーションによる審査の点数

##### イ 個別採点表について

次に掲げる部分以外の部分

(ア) 審査委員の職氏名

(イ) 採点基準

(ウ) 各審査委員が採点した採点項目ごとの点数（書類による審査の合計の点数及びプレゼンテーションによる審査の合計の点数の部分を含む。）の部分

### 2 異議申立てに至る経緯

#### (1) 開示請求の内容

異議申立人は、平成28年1月12日付けで、本件プロポーザルに係る選定者及び次点者の提案書及び評価表について、実施機関に対し流山市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。



## (2) 実施機関の決定の内容

本件開示請求に対し、実施機関は、本件開示請求の対象公文書として、本件プロポーザルにおいて選定した民間事業者の株式会社 I N A 新建築研究所（以下「会社 A」という。）及び次点者の株式会社相和技術研究所（以下「会社 B」という。）の 2 社から提出された流山市立南流山小学校校舎増築設計業務委託簡易公募型プロポーザル実施要綱（以下「実施要綱」という。） 10. 1 各号に規定する提案時の提出書類を上記 1（1）の提案書として特定し、並びに実施要綱 9. 1 に規定する審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）の審査結果を集計した採点総括表及び各審査委員の個別採点表を上記 1（2）の評価表として特定し、会社 A 及び会社 B に対する条例第 15 条第 1 項の規定による意見書の提出手続を経た上で、実施要綱 4. 4（2）提出書類の取扱い・著作権及び 9. 1 審査の規定により他に情報を提供しない条件で提出された文書であり、条例第 7 条第 3 号イに該当することを理由として、平成 28 年 2 月 1 日付け流山市教育委員会指令第 128 号により、条例第 11 条第 2 項の規定により不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

## 3 異議申立ての趣旨及び理由

異議申立書によると、異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由は、次のとおりである。

なお、流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会設置等条例（以下「審査会条例」という。）第 11 条第 4 項の規定により、当審査会から異議申立人に対し、平成 28 年 5 月 26 日付け流教総第 36 号により当審査会に提出された理由説明書（以下「理由説明書」という。）に対する意見書及びその他本件処分に対する意見書の提出並びに審査会条例第 12 条の規定による口頭意見陳述の申出の有無並びに同年 8 月 1 日付け流教総第 59 号により実施機関から当審査会に提出された資料に対する意見書の提出を求めたが、これに対する異議申立人からの意見書の提出及び口頭意見陳述の申出はなされなかった。

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が本件異議申立ての理由とするところは、実施機関は、本件処分の理由として、本件開示請求に係る対象公文書が、実施要綱「4. 4 応募に関する留意事項(2) 提出書類の取扱い・著作権」及び同「9. 1 審査」の規定により他に情報を提供しない条件で提出された文書であることから、条例第7条第3号イに規定する法人等情報に該当するとしているが、当該文書は実施要綱に基づき提出が求められた提案書及び提案者を評価した評価表であり、任意に提供されたものでなく、本件処分は違法であるというものである。また、条例第7条第3号イに該当しない根拠となる以下の判例を示している。

ア 最判平成23・10・14集民238号57頁

イ 名古屋地裁平成18・10・5判タ1266号207頁

4 実施機関の主張

本件処分についての実施機関の不開示事由は、次のとおりである。

本件プロポーザルは、民間事業者から優れたノウハウを活かした設計業務に係る提案を受けた上、事業者を選定するものである。

提案書については、実施要綱10. 1各号の

ア 参加表明書

イ 提案者の会社概要(様式1-1)

ウ 提案者の同種・類似業務実績(様式1-2)

エ 業務の実施体制(様式1-3)

オ 主任技術者等の経歴(様式1-4)

カ 業務のフロー及びスケジュール(様式1-5)

キ 環境対策及びコスト意識に対する考え方(様式2)

ク 本業務に対する提案(様式3)

ケ 見積書(任意様式A4)の文書



により構成されており(実施要綱10. 1(10)関係書類のア印鑑証明書、イ商業登記簿謄本、ウ納税証明書及びエ財務諸表については、実施要綱の規定により省略されている。)、これら全ての文書に民間事業者のノウハウが詰まっており、当該ノウハウが他者に盗用されることを懸念し、実施要綱4. 4(2)において、提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類の返却はしないこと、また、本市の提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはないことを規定している。このことから提案書並びに採点総括表及び個別採点表を公開することは、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」という条例第7条第3号イに該当し、また、提案書については、施設の管理運営計画、教育活用計画等のノウハウの記載があり、これを開示することは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」という同号アにも該当するため、本件処分は適正であると主張する。

なお、当審査会は、審査の過程において、実施機関が特定した本件開示請求に係る対象公文書の範囲及び本件処分に係る具体的理由が不明確であったことについて、平成28年7月7日付け流行情個審第7号により審査会条例第11条第3項の規定による資料の提出を実施機関に求めた。これにより、実施機関は、平成28年8月1日付け流教総第59号により同規定による資料を当審査会に提出し、理由説明書の一部を修正した上、本主張に至ったものである(前述のとおり、これに対する異議申立人の意見書は提出されなかった。)

## 5 審査会の判断

### (1) 本件開示請求に係る対象公文書の範囲及び構成項目について

当審査会は、審査の過程により、本件開示請求に係る対象公文書

が以下の公文書又は項目により構成されていることを確認した。

ア 提案書について

- (ア) 参加表明書
- (イ) 提案者の会社概要 (様式 1-1)
- (ウ) 提案者の同種・類似業務実績 (様式 1-2)
- (エ) 業務の実施体制 (様式 1-3)
- (オ) 主任技術者等の経歴 (様式 1-4)
- (カ) 業務のフロー及びスケジュール (様式 1-5)
- (キ) 環境対策及びコスト意識に対する考え方 (様式 2)
- (ク) 本業務に対する提案 (様式 3)
- (ケ) 見積書 (任意様式 A 4) の文書

イ 採点総括表及び個別採点表について

(ア) 採点総括表について

- a 本件プロポーザルに参加した民間事業者
- b 審査委員の職氏名
- c 各民間事業者に対する審査委員ごとの書類による審査の点数及びプレゼンテーションによる審査の点数
- d 各審査委員の点数の合計
- e 順位

(イ) 個別採点表について

- a 採点項目
- b 採点基準
- c 審査委員の職氏名
- d 採点項目に対する配点
- e 審査委員の採点項目ごとの点数、書類による審査の合計の点数、プレゼンテーションによる審査の合計の点数並びに合計点数

(2) 不開示事由の該当性

異議申立人は、本件処分の取消しを求めており、本件処分による不開示部分が条例第 7 条各号に該当するか否かについて検討する。



なお、本件処分は、本件開示請求に係る対象公文書が条例第7条第3号イに該当するものとして不開示としているため、条例第7条第3号イ、同号ア、その他の不開示条項の該当性の順に検討する。

ア 提案書（参加表明書を除く。）について

（ア）条例第7条第3号イの該当性について

実施機関は、本件処分の不開示理由について、提案書が条例第7条第3号イに該当するとしている。条例第7条第3号イに該当するためには、本件開示請求に係る対象公文書について、以下の項目について検討する必要がある。

a 実施機関の要請の有無について

本件プロポーザルに係る提案書の提出は、実施機関が事業者に対し、個別にその提出を要請したものではなく、本件プロポーザルの実施に係る公告により、参加を希望する事業者に対し、参加表明書をはじめ、5（1）アに掲げる書類を提案書として提出することを募ったものである。

このことについて、特定の一事業者に対する要請ではないものの、本件プロポーザルへの参加を希望する事業者に対し、実施要綱において提案書としての提出書類を指定し、その提出を求めていることから、実施機関の要請があったと認めることができる。

b 公にしないという条件の有無

実施要綱4.4（2）には、「提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類の返却はしないこと、また、本市は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。」と規定していることから、提出された提案書を公にしないという条件が付されているものと認められる。

c 提供の任意性の有無

上記aのとおり、実施機関から提案書の提出に係る要請がなされているところ、参加を検討する事業者は、個々に最終

的に提案書を実施機関に提出し、参加するか否かの選択権があることから、提供の任意性があったと認めることができる。

d 通例として公にしないものであるか及び条件の合理性の有無について

実施機関は、理由説明書において不開示理由が条例第7条第3号アにも該当すると主張している。ところで、一般に、開示請求の対象となっている公文書に、各参加事業者のノウハウ、内部管理情報、過去の契約等が含まれ、それが条例第7条第3号アに該当する場合、当然にこれらの情報は公にされる情報ではないこと、また、それを公開することは、今後のその事業者の利益、競争上の立場に影響を与えることになり、公にしないことに合理性があると認められる。下記の(イ)で述べるとおり、提案者の条例第7条第3号アの該当性は認められるから、提案書について、通例として公にしないものであること及び公にしないとの条件を付すことの合理性も認められる。

(イ) 条例第7条第3号アの該当性について

提案書を構成する公文書のうち、提案者の会社概要（実施要綱様式1-1）は、一般に公開されていない技術者についての組織構成に関する情報であり、主任技術者等の経歴（実施要綱様式1-4）は、個々の主任技術者の担当業務実績、資格等に関する情報が含まれており、これらの情報を含む当該公文書の全ては、事業者における内部管理情報であることは明確であり、当該公文書を公開することは、当該事業者の利益、競争上の立場に影響を与えることになり、公にしないことに合理性があると認められることから、条例第7条第3号アに該当すると認めることができる。

また、提案者の同種・類似業務実績（実施要綱様式1-2）、業務の実施体制（実施要綱様式1-3）、業務のフロー及びスケジュール（実施要綱様式1-5）、環境対策及びコスト意識



に対する考え方（実施要綱様式2）、本業務に対する提案（実施要綱様式3）及び見積書（任意様式A4）には、各事業者に係る独自のノウハウ、方針、考え方が含まれており、これらの文書を公開することは、当該事業者の利益、競争上の立場に影響を与えることになり、これらの公文書の全てについて公にしないことに合理性があると認められることから、条例第7条第3号アに該当すると認めることができる。

（ウ）上記（ア）及び（イ）以外の不開示事由の該当性について

提案書（参加表明書を除く。）についての条例第7条第3号以外の不開示事由の該当性については、提案書（参加表明書を除く。）という公文書の性質上、当該不開示事由に該当しないことは、明確であるということが認められることができる。

イ 参加表明書について

提案書のうち、参加表明書（実施要綱様式1-1）については、本件プロポーザルに参加するための必要書類を提出する旨が記されているにとどまり、実施要綱に様式として公開されているものであることから、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当する作成者の氏名及び記載されているE-mailアドレス並びに同条第3号に規定する法人等情報に該当する法人印の印影を除いては、開示することができる情報であると認められる。

ウ 採点総括表及び個別採点表について

（ア）条例第7条第3号イの該当性について

実施機関は、本件処分の不開示事由について、採点総括表及び個別採点表が条例第7条第3号イに該当するとしている。同規定に該当するためには、採点総括表及び個別採点表が「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当する必要がある。本件プロポーザルは、民間事

業者から優れたノウハウを活かした設計業務に係る提案を受けた上、事業者を選定するものであるところ、採点総括表及び個別採点表は、当該選定を行うに当たり、審査委員により作成された採点表を元に実施機関が作成したものであり、事業者から提供されたものではないことから、同規定に該当するものではない。

このことから、採点総括表及び個別採点表は、条例第7条第3号イの該当性は認められない。

(イ) 条例第7条第3号アの該当性について

第1に採点総括表について、条例第7条第3号アに該当するか否かについて検討する。

実施機関は、本件プロポーザルの審査結果について市のホームページにおいて公表しており、その中で本件プロポーザルに参加した民間事業者、当該民間事業者の点数の合計及び当該民間事業者の順位を公表している。このことから、採点総括表を構成する項目のうち、本件プロポーザルに参加した民間事業者の名称及び各審査委員の点数の合計の部分（書類による審査の点数及びプレゼンテーションによる審査の点数の部分（以下「合計点数の内訳の部分」という。）を除く。）及び順位の部分は、既に公にされている情報であると認められるため、これらの情報については、条例第7条第3号ア及びその他の同条各号に規定する不開示事由には該当せず、本件処分を維持する理由があるとは認められない。一方、合計点数の内訳の部分は、採点項目についての書類審査項目とプレゼンテーション審査項目別の各審査委員ごとの点数であり、公表することにより、審査委員が低い評価をした場合、低い評価をなされた民間事業者の社会的な評価の低下につながるということができ、当該民間事業者の競争上の地位及び正当な利益を害し、条例第7条第3号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に



該当すると認めることができる。一方、各審査委員の書類による審査の点数及びプレゼンテーションによる審査の点数の合計点数並びに各民間事業者の審査委員の書類による審査の合計点数及びプレゼンテーションによる審査の合計点数については、これらを開示したとしても、各民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえない。

また、採点総括表を構成する項目のうち、審査委員の職氏名は、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとは認められない。

第2に個別採点表について、条例第7条第3号アに該当するか否かについて検討する。個別採点表は、本件プロポーザルに参加した民間事業者に係る審査委員ごとの採点表である。

実施機関は、実施要綱の中で、本件プロポーザルに参加する民間事業者が提出する提案書の採点項目を公表用の採点表として示しており、コスト意識、環境対策の提案等の採点項目及び各採点項目に対する配点が公表されている。このことから個別採点表を構成する項目のうち、採点項目及び配点は、既に公にされている情報であることから、条例第7条第3号ア及びその他の同条各号に規定する不開示事由には該当せず、本件処分を維持する理由があるとは認められない。また、個別採点表を構成する項目のうち、審査委員の職氏名及び採点項目を細分化した採点基準は、そもそも法人に関する情報ではなく、同規定の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当しない。

個別採点表を構成する項目のうち、残る採点項目ごとの審査委員の点数、書類による審査の合計の点数、プレゼンテーションによる審査の合計の点数については、採点総括表における各審査委員の各民間事業者の書類による審査の点数及びプレゼン

テーションによる審査の点数と同様、本件プロポーザルに参加する民間事業者の提案について、採点項目ごとの優劣を示すものといえることができる。すなわち、ある採点項目について、仮に審査委員が低い評価をした場合、その採点項目について、低い評価をなされた民間事業者の弱点をさらすことにつながるといえることができ、当該民間事業者にとって、その後の同種の事業に不利益を与えることとなることから、条例第7条第3号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められることができる。

(ウ) 条例第7条第6号の該当性について

上記(ア)及び(イ)の中で述べたとおり、採点総括表及び個別採点表の共通の構成項目である審査委員の職氏名及び個別採点表の採点基準は、条例第7条第3号ア及びイに該当するものではない。次にこれらの情報が条例第7条第6号に該当するか、否かについて検討する。

地方公共団体が本件と同様のプロポーザルを実施する場合、プロポーザルを実施する前後において、審査委員の職氏名は、公表されている場合もある。

本件プロポーザルの実施に当たっては、その前後を通じて審査委員の職氏名は開示されていないものであるが、本件プロポーザルの対象となった流山市立南流山小学校の増改築の背景には、急激な人口増加に対応するため、工事を1期と2期とに分け、1期は校舎と学童の複合施設の建設を、2期は地域交流センターと防災備蓄倉庫の複合施設を建設し、これらを融合しなければならないものであること、また、設計において困難性があるものであり、経験のある民間事業者のノウハウを遺憾なく発揮させ、環境に配慮すると同時にコストダウンを図ろうとするものであることが窺える。そこでの提案の内容はかかる目的達成のための観点から作成されることが望まれるのであって、



審査委員の構成により左右されるようなものであってはならないのであるところ、流山市が現在つくばエクスプレス沿線において区画整理事業を市内4か所で施行中であり、平成37年まで人口が増加するという想定（実施要綱の公表時に併せて公表された「南流山小学校校舎増築設計業務委託資料（市の考え方）」においては、平成26年10月現在において流山市の人口構成が、35歳から44歳までのいわゆる子育て世代の年齢層が最多世代となっており、流山市の主要施策を見てもその傾向は今後増大すると考えられる。）がある状況においては、将来同様の事業が実施されることがあり得ることは否定できず、再度同様の構成で審査されることは十分に考えることができることから、審査委員の職氏名は、現在の流山市にとって将来のプロポーザルを適正に施行する上での重要な内部管理情報となっていると考えられる。したがって、審査委員の職氏名については、条例第7条第6号に該当すると考えられる。

個別採点表の採点基準については、各採点項目の採点基準を具体的に定めたものであり、ある項目については数式を用いており、プロポーザルに参加する民間事業者が客観的に算定できる部分がある。こういった具体的な基準を開示することは、上記審査委員の職氏名と同様に、将来の同様の事業の実施に当たりその適正化に支障を来すことについて否定できない。したがって、採点基準については、審査委員の職氏名同様、将来のプロポーザルを適正に施行する上での重要な内部管理情報であるといえ、条例第7条第6号に該当すると考えられる。

### (3) 公益上の理由による裁量的開示の必要性について

本件開示請求に係る対象公文書は、提案書並びに採点総括表及び個別採点表であり、これらの文書の性質上開示することによる公益上の利益がないことは明らかであることから、条例第9条の規定による公益上の理由による裁量的開示は認められない。

## 5 結論

以上の検討の結果、当審査会は、1審査会の結論のとおり答申する。

### 審議経過

平成28年 7月 6日	実施機関による説明び審議
平成28年 7月28日	審議
平成28年 9月28日	審議
平成28年10月28日	答申案審議
平成28年11月30日	答申内容確定



